

平成29年 定例第2回

新得町議会会議録

開 会 平成29年 6 月 9 日

閉 会 平成29年 6 月23日

新 得 町 議 会

平成 29 年定例第 2 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (29. 6. 9)

○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○日程第 1	会議録署名議員の指名 5
○日程第 2	会期の決定 5
○諸般の報告 (第 1 号)	5
○行政報告	6
○日程第 3	諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について 6
○日程第 4	議案第 38 号から 議案第 48 号まで 農業委員会委員の任命同意について 7
○日程第 5	議案第 49 号 工事請負契約の締結について (屈足保育園改築建設主体工事) 9
○日程第 6	議案第 50 号 工事請負契約の締結について (屈足保育園改築機械設備工事) 10
○日程第 7	議案第 51 号 十勝環境複合事務組合規約の変更について 10
○日程第 8	議案第 52 号 十勝環境複合事務組合の解散について 11
○日程第 9	議案第 53 号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について 12
○日程第 10	議案第 54 号 十勝圏複合事務組合規約の変更について 12
○日程第 11	議案第 55 号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 13
○日程第 12	議案第 56 号 平成 29 年度新得町一般会計補正予算 14

○日程第13	議案第57号	平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算	20
○日程第14	意見案第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書	20
○日程第15	意見案第2号	平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	21
○日程第16	意見案第3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障改善に向けた意見書	21
○休会の議決			21
○散会の宣告			22

第2日（29.6.22）

○開議の宣告			25
○諸般の報告（第2号）			25
○日程第1	報告第7号	専決処分の報告について	25
○日程第2	一般質問		26
〔一般質問〕			
	長野 章議員	・ゴミゼロの取り組みは	26
	廣山 輝男議員	・木質バイオマスエネルギーの推進に向けた事業化について	31
		・子どもの貧困対策に向けた実態調査について	34
○散会の宣告			38

第3日（29.6.23）

○開議の宣告	4 2
○諸般の報告（第3号）	4 2
○日程第 1 議案第58号 工事請負契約の締結について	4 2
○日程第 2 議案第59号 平成29年度新得町一般会計補正予算	4 3
○日程第 3 議案第60号 議員派遣の件	4 4
○日程第 4 意見案第1号 審査結果について	4 4
○日程第 5 意見案第2号 審査結果について	4 5
○日程第 6 意見案第3号 審査結果について	4 5
○日程第 7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について	4 6
○閉会の宣告	4 6

第 1 日

平成29年第2回新得町議会定例会（第1号）

平成29年6月9日（金曜日）午前10時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
4	議案第38号から 議案第48号まで	農業委員会委員の任命同意について
5	議案第49号	工事請負契約の締結について（屈足保育園改築建設主体工事）
6	議案第50号	工事請負契約の締結について（屈足保育園改築機械設備工事）
7	議案第51号	十勝環境複合事務組合規約の変更について
8	議案第52号	十勝環境複合事務組合の解散について
9	議案第53号	十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について
10	議案第54号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
11	議案第55号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
12	議案第56号	平成29年度新得町一般会計補正予算
13	議案第57号	平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1 4	意見案第 1 号	地方財政の充実・強化を求める意見書
1 5	意見案第 2 号	平成 2 9 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
1 6	意見案第 3 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤解消と「3 0 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障改善に向けた意見書

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第 1 号）

行政報告

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第38号から

農業委員会委員の任命同意について

議案第48号まで

議案第 4 9 号

工事請負契約の締結について（屈足保育園改築建設主体工事）

議案第 5 0 号

工事請負契約の締結について（屈足保育園改築機械設備工事）

議案第 5 1 号

十勝環境複合事務組合規約の変更について

議案第 5 2 号

十勝環境複合事務組合の解散について

議案第 5 3 号

十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について

議案第 5 4 号

十勝圏複合事務組合規約の変更について

議案第 5 5 号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 6 号

平成 2 9 年度新得町一般会計補正予算

議案第 5 7 号

平成 2 9 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

意見案第 1 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

意見案第 2 号

平成 2 9 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

意見案第 3 号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤解消と「3 0 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障改善に向けた意見書

○出席議員（1 2 人）

1 番 長 野

章 議員

2 番 村 田

博 議員

3 番 湯 浅 佳 春 議員
 5 番 貴 戸 愛 三 議員
 7 番 湯 浅 真 希 議員
 9 番 柴 田 信 昭 議員
 11 番 高 橋 浩 一 議員

4 番 佐 藤 幹 也 議員
 6 番 若 杉 政 敏 議員
 8 番 廣 山 輝 男 議員
 10 番 吉 川 幸 一 議員
 12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	浜	田	正	利
教	育	長	武	田	芳	秋
監	査 委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	田	中	透	嗣
総	務 課	長	渡	辺	裕	之
地	域 戦 略 室	長	東	川	恭	一
町	民 課	長	鈴	木	貞	行
保	健 福 祉 課	長	坂	田	洋	一
施	設 課	長	初	山	一	也
産	業 課	長	石	塚	将	照
税	務 出 納 課	長	若	原	俊	隆
児	童 保 育 課	長	中	村	勝	志
消	防 署	長	増	田	和	彦
総	務 課 長 補	佐	広	田	正	司
保	健 福 祉 課 長 補	佐	橋	場	め ぐ	み
産	業 課 長 補	佐	福	原	浩	之
産	業 課 長 補	佐	佐 々	木	隼	人
児	童 保 育 課 長 補	佐	桂	田		聡
屈	足 支 所	長	中	村	吉	克
庶	務 防 災 係	長	小	林	健	利
財	政 係	長	桑	野	恒	雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学 校 教 育 課 長	佐 藤 博 行
社 会 教 育 課 長	岡 田 徳 彦
学 校 教 育 課 長 補 佐	安 達 貴 広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 岡 村 力 蔵

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 金 田 将
書 記 菊 地 克 浩

◎開会の宣告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成29年定例第2回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開議の宣告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、8番、廣山輝男議員、9番、柴田信昭議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。吉川議会運営委員長。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第2回定例町議会の会期につきましては、去る6月5日、午前8時40分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から6月23日までの15日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から6月23日までの15日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月23日までの15日間と決しました。

◎諸般の報告(第1号)

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行政報告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 5月16日、臨時第2回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

5月17日、新得高等支援学校さくらプロジェクト発注式が行われました。この内容については、開校2年目になります新得高等支援学校ですが、学校が町と共同で取り組む社会貢献事業を「さくらプロジェクト」と命名したものであります。

具体的には、支援学校に来年度小学校に入学予定の1年生にプレゼントする木製の椅子、クッション、脚カバーの3品を1セットとしまして60セット、併せて各小学校用に長椅子3台を当日来庁された営業担当であります生徒に発注をしたところであり、今後、生徒が授業の中で制作していくこととなります。

また当日、同じく営業担当の生徒から、木製のネームプレートの提案もあり、その場で職員分の発注をしました。8日に一部納品がありまして、私、現在ネームプレートをしていますけれども、こういうネームプレートが届いております。

皆さんにおかれましても、製品の発注につきまして、ご協力をお願いしたいなと思っております。

6ページまで飛びまして、6月1日、根室本線対策協議会要請活動ということで、副町長が出席をしております。前段に議長のほうも現地を視察した上で要請活動というふうに伺っておりまして、ご承知のとおり、根室本線新得富良野間につきましては、バス転換をするということで公表になっておりますが、鉄道として存続をしていくために、あらためて皆さんのご協力を切にお願い申し上げます。

次に災害関係の行政報告をさせていただきます。

それぞれ入札が進んでおります。今日現在の状況を報告しますが、契約予定本数は43本でありまして、今回の分を含めまして、19本が発注済みになったところであります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎菊地康雄議長 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者に、新得町屈足柏町1丁目92番地の小野光生氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

小野氏は昭和28年2月生まれの64歳であります。小野氏は昭和50年、当時の新得営林署に就職し、十勝西部森林管理署東大雪支署新得森林事務所で平成25年に退職されるまでの38年間奉職され、現在も再任用職員として勤務されておられます。平成25年から平成29年3月まで町づくり推進協議会町民部会の部会長を務められ、屈足東進町内会会長

を通算10年間にわたり務めておられます。人格、識見ともに適任でございますので候補者として推薦するものでございます。

なお、任期につきましては、本年10月1日から平成32年9月30日までの3年間であります。

現職の千葉照映氏は本年9月30日で任期満了となります。千葉氏は平成17年から4期12年間、人権擁護委員を務めてまいりましたが、今回の任期満了を機会に退任したい旨伺っていたところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、諮問第1号を採決いたします。
推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は推薦に同意することに決しました。

◎日程第4 議案第38号から議案第48号まで 農業委員会委員の任命同意 について

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第38号から議案第48号までの農業委員会委員の任命同意について、町議会会議規則第37条により一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第38号から議案第48号までの農業委員会委員の任命同意についての提案理由につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案第38号から議案第48号まで一括して説明のうえ、ご提案申し上げます。

まず、議案第38号では、農業委員会委員に新得町字屈足基線32番地5の星野黒繁俊氏を任命いたしたく提案させていただくものでございます。星野黒氏は昭和41年1月生まれの51歳でございます。

次に議案第39号では、農業委員会委員に新得町字屈足基線83番地の三部政幸氏を任命いたしたく提案させていただくものであります。三部氏は昭和27年1月生まれの65歳でございます。

次に議案第40号では、農業委員会委員に新得町字屈足西1線85番地の坂本明氏を任命いたしたく提案させていただくものであります。坂本氏は昭和38年11月生まれの53歳でございます。

次に議案第41号では、農業委員会委員に新得町字屈足東1線49番地18の村田純一氏を任命いたしたく提案させていただくものであります。村田氏は昭和49年1月生まれの43歳でございます。

次に議案第42号では、農業委員会委員に新得町西1条北1丁目5番地の植田昌仁氏を任命いたしたく提案させていただくものであります。植田氏は昭和43年12月生まれの48歳でございます。

次に議案第43号では、農業委員会委員に新得町字上佐幌基線89番地の湯浅勝浩氏を任命いたしたく提案させていただくものであります。湯浅氏は昭和36年12月生まれの55歳

でございます。

次に議案第44号では、農業委員会委員に新得町字上佐幌719番地6の下浦雅光氏を任命いたしたく提案させていただくものであります。下浦氏は昭和43年7月生まれの48歳でございます。

次に議案第45号では、農業委員会委員に新得町字新得基線24番地の板垣勝彦氏を任命いたしたく提案させていただくものであります。板垣氏は昭和52年12月生まれの39歳でございます。

次に議案第46号では、農業委員会委員に新得町字新得9番地の加藤敬氏を任命いたしたく提案させていただくものであります。加藤氏は昭和35年2月生まれの57歳でございます。

次に議案第47号では、農業委員会委員に新得町西3条北1丁目9番地の太田眞弘氏を任命いたしたく提案させていただくものであります。太田氏は昭和26年12月生まれの65歳でございます。

次に議案第48号では、農業委員会委員に新得町栄町123番地22の及川義美氏を任命いたしたく提案させていただくものであります。及川氏は昭和29年3月生まれの63歳でございます。

各農業委員会委員候補者の経歴につきましては、12ページの一覧を御覧いただきたいと思っております。

以上11件につきましては、7月19日をもって任期満了となることに伴うものでございます。

以上をもちまして、議案第38号から議案第48号までの農業委員会委員の任命同意について、一括しての提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件につき質疑、討論を省略し、同意する議員の挙手をもって採決を行うことに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は、同意する議員の挙手をもって採決いたします。

お諮りいたします。

採決の順序を変更し、議案第41号を先に採決したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、採決の順序を変更し、議案第41号を先に採決することに決しました。

本件について、2番、村田博議員は、地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので、村田議員の退席を求めます。

[村田博議員 退席]

◎菊地康雄議長 ただいまから、議案第41号の採決を行います。

同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第41号は、同意することに決しました。
村田博議員の入場を求めます。

[村田博議員 入場]

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案第41号を除く、議案第38号から議案第48号までを一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号を除く議案第38号から議案第48号を一括して採決いたします。
同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第41号を除く議案第38号から議案第48号は、同意することに決しました。

◎日程第5 議案第49号 工事請負契約の締結について（屈足保育園改築建設主体工事）

◎菊地康雄議長 日程第5、議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第49号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1. 契約の目的。屈足保育園改築工事、建築主体工事でございます。

2. 契約の方法。3社による指名競争入札でございます。

3. 契約の金額。2億7,810万円でございます。

4. 契約の相手方といたしまして、新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社、代表取締役社長 植村高愛。

なお、工期は、平成30年2月5日としてございます。

次のページ以降に資料といたしまして、工事・建築主体概要、配置図、平面図および立面図を掲載しております。

以上、よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第49号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第50号 工事請負契約の締結について（屈足保育園改築機械設備工事）

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第50号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第50号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

1. 契約の目的。屈足保育園改築工事、機械設備工事でございます。
2. 契約の方法。3企業体と単体3社による指名競争入札でございます。
3. 契約の金額。8,856万円でございます。
4. 契約の相手方といたしまして、フジ・カンキョウ特定建設工事共同企業体、代表者、帯広市西20条北1丁目6番7号、フジ暖房工業株式会社、代表取締役社長 西藤博行。

構成員といたしまして、新得町字新得東1線32番地8、株式会社カンキョウ、代表取締役 根本健史。

なお、工期につきましては、平成30年2月5日といたしております。

次のページ以降から資料といたしまして、機械設備概要、配置図および衛生整備図を掲載しております。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第50号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第51号 十勝環境複合事務組合規約の変更について

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第51号、十勝環境複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木町民課長。

[鈴木貞行町民課長 登壇]

◎鈴木貞行町民課長 議案第51号、十勝環境複合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

提案理由でございますが、十勝環境複合事務組合が解散する場合の事務の承継先を定

めるため、同組合規約の変更の協議につきまして、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものでございます。

前ページに戻っていただきまして、規約の改正点をご説明いたします。

第4章の次に次の1章を加えるもので、第5章雑則で第17条といたしまして、組合の解散があった場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を承継することを新たに加えようとするものであります。

附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可があった日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[鈴木貞行町民課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第51号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第52号 十勝環境複合事務組合の解散について

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第52号、十勝環境複合事務組合の解散についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木町民課長。

[鈴木貞行町民課長 登壇]

◎鈴木貞行町民課長 議案第52号、十勝環境複合事務組合の解散についてご説明申し上げます。

下段を御覧ください。

提案理由でございますが、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合の協議に伴いまして、平成30年3月31日をもって十勝環境複合事務組合を解散しようとするもので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[鈴木貞行町民課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第52号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第53号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について

◎菊地康雄議長 日程第9、議案第53号、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木町民課長。

[鈴木貞行町民課長 登壇]

◎鈴木貞行町民課長 議案第53号、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について、ご説明申し上げます。

下段を御覧ください。

提案理由でございますが、さきほど議決をいただきました、十勝環境複合事務組合の解散に伴い、組合に属する財産処分の協議につきまして、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものでございます。

2ページ目の別紙、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書をお開きください。

地方自治法第289条の規定により、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分方法について定めております。

第1条の財産の処分では、組合が所有する一切の財産は、十勝圏複合事務組合が承継すること。

第2条では、その他として、この協議について疑義が生じたときまたは本協議書に定めがない事項は、関係市町村がその都度協議することを規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[鈴木貞行町民課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第53号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第54号 十勝圏複合事務組合同規約の変更について

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第54号、十勝圏複合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。東川地域戦略室長。

[東川恭一地域戦略室長 登壇]

◎東川恭一地域戦略室長 議案第54号、十勝圏複合事務組合同規約の変更について、ご説明いたします。

5 ページの下段を御覧願います。

提案理由でございますが、平成30年3月31日をもって解散する十勝環境複合事務組合の事務を継承するため、十勝圏複合事務組合同規約の変更につきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

変更の内容につきましては、効率的・効果的な広域連携の取り組みを進めるため、十勝環境複合事務組合との統合を行うとともに所要の整理を行うため、組合同規約の全部を変更しようとするものであります。

組織統合により変更になった部分について説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第3条では、統合に伴う共同処理事務について追加しております。

2 ページに移りまして、第4条では、組合同事務所の位置について変更しております。

第8条では、特別議決について新たに規定しております。

3 ページに移りまして、第10条では、副組合長の選任方法について、第11条では、副組合長の選任方法の変更に伴う任期について整理しております。

次に第12条では、組合の事務局に必要な職員を置くことを新たに規定しております。

第16条では、組合経費の字句の修正および共同処理事務の追加等による負担金区分について改正しております。

規約本文の説明朗読は、省略させていただきます。

なお、附則といたしまして、第1条でこの規約の施行期日について、第2条では事務の継承を、第3条では役員を選任に係る経過措置を、第4条では副組合長の選任手続きに関する準備行為について、第5条では副組合長の任期の特例について、それぞれ規定しているところであります。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[東川恭一地域戦略室長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第54号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第55号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第11、議案第55号、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。中村児童保育課長。

[中村勝志児童保育課長 登壇]

◎中村勝志児童保育課長 議案第55号、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

上段の提案理由ですが、この条例は、第1条は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例、第2条はへき地保育所条例の2つの条例を改正する条例でございます。北海道が「多子世帯の保育料軽減支援事業実施要綱」を制定したことに伴い、多子世帯の利用者負担の軽減を拡充するため、本条例等の一部を改正しようとするものでございます。

次に主な改正内容でございますが、この条例は、多子世帯の2人目以降の保育料の軽減を図るものでございます。

対象者は、0、1、2歳児の子どもが2人目以降におり、新得保育所、屈足保育園、トムラウシこじか園に通っており、市町村民税所得割合算額が16万9,000円未満の世帯であり、この3つの全てに該当する世帯が対象となります。

軽減内容は、第1子の年齢制限を撤廃し、第2子以降の保育料を無償とすることで、利用者負担軽減の拡大を図るものでございます。

条例本文の説明は、省略させていただきます。

4ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1条では、施行期日といたしまして、平成29年4月1日から適用するものでございます。

第2条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の経過措置を、第3条では、へき地保育所条例の経過措置を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[中村勝志児童保育課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第55号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第56号 平成29年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第12、議案第56号、平成29年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第56号、平成29年度新得町一般会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,497万円を追加し、予算の総額を71億4,619万1,000円とするものでございます。

11ページ、歳出をお開きください。

2款、総務費の企画費、19節、負担金、補助及び交付金では、北新得地区において1棟4戸の社宅用住宅建設が予定されているため定住住宅建設促進事業補助金を、また北海道田舎活性化構成市町村による企業誘致活動として、企業との縁結びプロジェクト実行委員会負担金をそれぞれ新たに計上してございます。

1枚めくりまして、12ページをお開きください。

3款、民生費の福祉対策費、19節、負担金、補助及び交付金では、障がい者グループホーム整備検討ための人件費として、社会福祉協議会補助金を増額してございます。

常設保育所費は財源の移動のみの補正でございます。

13ページに移りまして、4款、衛生費の清掃センター管理費、13節、委託料では、埋立処分場のかさ上げ等による延命化のため、埋立処分場変更計画等業務委託料を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、14ページをお開きください。

6款、農林水産業費の農業振興費、19節、負担金、補助及び交付金では、補助事業の内示を受けましたので、そば加工施設整備に対し、6次産業化ネットワークづくり支援事業補助金を、また、そばの乾燥機などの導入に対する強い農業づくり事業補助金をそれぞれ新たに計上してございます。

15ページに移りまして、7款、商工費の商工振興費、19節、負担金、補助及び交付金では、町内企業が実施するそば加工施設の設備投資に伴い、地域振興事業補助金を増額してございます。

観光費、19節、負担金、補助及び交付金では、国民宿舎の円滑な事業運営を図るため、基金を財源に、国民宿舎経営強化事業補助金を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、16ページをお開きください。

16ページから17ページの小学校費、中学校費、公民館費、図書館費では、それぞれ寄附金を財源に、備品購入費、芸術鑑賞事業用公演手数料、図書館用図書購入費を増額および新たに計上してございます。

1枚めくりまして、18ページをお開きください。

14款、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費、19節、負担金、補助及び交付金では、農地等の災害による早期復旧活動支援として、農地・耕作道・明きょ排水路災害復旧支援事業補助金を増額してございます。

災害対応費、19節、負担金、補助及び交付金では、被災家屋等の解体および撤去の支援のため、被災家屋等解体撤去事業補助金を新たに計上してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

12款、分担金及び負担金、児童福祉費負担金の保育料および7ページ上段の15款、道支出金の児童福祉費補助金、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金では、道が新たに行う多子世帯保育料軽減事業のため、保育料負担金を減額し、新たに道補助金を計上してございます。

下段の農業振興費補助金では、6次産業化ネットワークづくり支援事業補助金、強い

農業づくり事業補助金の財源として、それぞれ新たに計上してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。

17款、寄附金の教育費寄附金では社会教育費寄附金として2件、小学校費寄附金として2件、中学校費寄附金として2件のご寄付をいただきましたので、新たに計上してございます。

9ページに移りまして、18款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額し、国民宿舎経営強化事業補助金の財源として国民宿舎等整備基金繰入金を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。

20款、諸収入、還付金及び返還金では、災害復旧費の補正に伴う財源調整のため、備荒資金還付金を増額してございます。

雑入では、企業との縁結びプロジェクト実行委員会負担金の財源として、いきいきふるさと推進事業助成金を新たに計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。1番、長野議員。

◎長野章議員 1点だけ、お伺いしたいと思います。

18ページの災害対応費の被災家屋等解体撤去事業なんですけれども、一般の解体事業というか、それと同じような取り扱いなのか。災害ですから、特別に例えば個人負担がないようになっているのか。その辺の状況についてお聞かせください。

◎菊地康雄議長 鈴木町民課長。

◎鈴木貞行町民課長 災害のほうの解体撤去事業なんですけれども、一般の事業につきましては、2分の1の補助ということだったので、災害につきましては10分の10、上限の限度額につきましては同じ、1棟あたり、住宅については7,200円、それと物置については2,800円、その基準については同じなんですけれども、補助の上限額、2分の1が10分の10ということで、そのような形で補助をいたしております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 10分の10ということは、満額ということなんですよね。事業費全額を見るということなんですか。その辺、もう一度お願いします。

◎菊地康雄議長 鈴木町民課長。

◎鈴木貞行町民課長 補助申請額と補助の平米（平方メートル）の上限額というのを決めてございまして、平米（平方メートル）で住宅部分については7,200円、物置については2,800円、その金額と、実際に掛かる解体費の額、そのどちらか低いほうの額を、通常の解体撤去費では2分の1なんですけれども、それを10分の10、低いほうの額を全額補助しようということで決めております。以上であります。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時41分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時41分)

◎菊地康雄議長 鈴木町民課長。

◎鈴木貞行町民課長 答弁漏れしません。その基準でいきますと、だいたい平均でいきますと、150万円ぐらい見積もり来ているんですけれども、その基準からいきますと、全額補助とまではいかないんですけれども、だいたい半分程度がカバーされるという形になっております。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時41分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時43分)

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 だいたい分かったような分からないようなあれなんだけれども、何を言いたいかといったら、一般的なものと違うわけだから、災害ですから、何でこれ全部見てやれないのかなというのと、もう1つ、今あがっている人たちは1件あたりどのくらい費用が掛かって、申請であがってきて、なんぼ補助するのかなということを聞いたかったのだけれども、もう少し、災害であれしたわけだから、優しい、何というか、そういったのができないのかどうなのか、もう一度やはり考えて。

これは、今回また戻すといったら大変なことですから、よく考えてほしいなというふうに思うんですよね。だから、今、去年の台風で災害であがってきたのは4戸しかなかったということですよ。今、壊さないとならないと。その辺、ぜひもうちょっと優しい行政になってほしいなということで、意見を述べて終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 ほかに。7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 9ページ下段の国民宿舎等整備基金繰入金、それと関連しまして、15ページ、19節、こちらの国民宿舎経営強化事業補助金、こちらについてお伺いしていきたいと思います。

まず、国民宿舎等ということになっていきますけれども、これはほかにどのようなことに使えるのでしょうか。

それと2,000万円、今回、補助をしたいということなんですけれども、この2,000万円の数字の根拠というものをいま一度お示しいただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 国民宿舎整備基金等の「等」なんですけれども、付随する駐車場、あるいは近隣の園地等を含めておりますので、「等」ということになっております。

2,000万円の根拠なんですけれども、平成28年度の新得観光振興公社の決算で損失額が1,300万円と、3月に運転資金として不足した分が700万円ございます。その合計が2,000万円ということで、今回、2,000万円の補助金の繰り入れを考えております。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 赤字になったということなんだと思いますけれども、いろんな要因があって赤字になったのではないかと思います。平成19年度からずっと赤字が続いていて、平成22年から毎年補助金としていろんな名前を出されていますけれども、毎回どうい

経営改善の努力というものをされてきて、町側はそれをどのように評価されてきたのでしょうか。

もう1つ、700万円借り入れしたということなんですけれども、これに対しての利子というものは発生しているのでしょうか。もし発生していれば、これに対する支払いというものはこの基金のほうからされるのかどうか、お伺いします。

◎菊地康雄議長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 東大雪荘の損失については、新得観光振興公社の会社としての当然の努力が必要だと考えております。

この間、毎月東大雪荘から入り込み状況や、売り上げ状況、それと貸借対照表とか、その他伝票等を見ております。それと、支配人のほうから温泉の運営状況や予約状況などを確認しながら、経営についてお互いに情報の共有をしながら、いい方向に向かっていくように努力しているところであります。

あと、経営改善に向けましては、お配りしております経営改善計画書というのがありまして、こちらのほうで毎年見直しをしまして、経営に対して努力をしているところであります。

700万円の利子については、当然金融機関から借りていることになりますので、利息が掛かります。利子については、会社の運営益のほうから支払うことになっております。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 ぜひ、赤字圧縮に向けてさらなる経営改善の努力というものをしていたいただきたいなというふうに思います。

基金のほうなんですけれども、残り1億円ぐらいでしょうか。今まで7年間でだいたい補助額だけで8,900万円以上出されています。7年間でこの数字ということは、今後7年待たずしてこの基金というものもなくなっていくのではないかと思いますけれども、もしなくなったとき、どうお考えになられているのか。

それと、これだけ赤字があるということですから、もう少しやはり町民に情報を開示して、責任の所在の明確化というものをすべきであると思います。今後、こういったものをどうするのかということ、これを考える時期に来ているんだなというふうに思いますけれども。また、この振興公社社長、町長でございますけれども、社長としてどのようにこの件をお考えになられるのか、併せてお伺いして終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 佐々木産業課長補佐。

◎佐々木隼人産業課長補佐 さきほども答えたのですけれども、東大雪荘の運営にあたっては、新得観光振興公社が運営しております。赤字を出さないようにするのが会社としての当然の役目だと思っておりますので、黒字が出るように今後も努力していきたいと考えております。

東大雪荘の、この間、経営あるいは在り方についていろいろなご意見が出されております。そういった意見を含めまして、今後施設の運営に関しまして、最適で最良の方法を検討してまいりたいと考えております。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えします。支配人以下、私は相当努力をしてもらっているというふうに思っています。その結果、赤字であります。物事の判断をするときに何を基準にするかによって、まるっきり私、答え変わってくると思っているんですけれども、現状ではやはり努力に期待をするということでありまして、その上で責任という言葉があり

ましたので、当然私、社長ですから、責任ある立場でありまして、ぜひその上で議員も自らやはりどういう状況にあるのか一度泊まっていたいただいて、ぜひ従業員の人たちとも懇談をしていただいた上で、いろんな意見、また出てくるかなと思っていますので、自らもぜひ見ていただきたいなと思っています。

それから、情報の開示については、われわれ何も隠しておりません。出てきたものを町民の皆さんに公表しているというふうには思っておりますので、議員がどういう意図でお話しされたのか、いまいち分かりませんが、出てきたものを全て町民のほうにお返ししているというふうには思っております。

いずれにしても、今後も努力していかなければならないかなというのが現状での答弁かなと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 ほかに。10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 今、町長の答弁で、私が感じたことを述べさせてもらうんですけども、振り替えるというのか、「町長はどう考えていますか」と言ったのに対して、「議員がトムラウシ温泉に行って、従業員一生懸命頑張っているんだから、議員は泊まって来い」と、そういう振り替えた答弁の仕方というのは、私はこの議場では似つかわしくない。

みんなトムラウシ温泉、思っているんだから、個々で。ただ、代案がないから、今回もこの2,000万円出すのに対して、全然協議会の中でも「反対だ」という声は出ていなかったはずだ。だから、今の中で、これは答弁いらないけれども、「みんな努力しているから、議員、温泉泊まれ」というような発言の仕方は今後なくしてもらいたい。

私、トムラウシ温泉で1つあるのは、今回2,000万円をやったとしても、依然苦しい状態が毎年続くような気がする。

そうしたら、これは町民の人はどう考えるか分からないけれども、単年度で温泉に出していったほうが私は分かりやすいんじゃないかなと。今年はこれだけのお金を温泉に出そうと、営業方針として決算書は出ているけれども、単年度でお金を出していったほうが、私たちも「今年は補助金これだけ足らなかったんだな」というふうに分かってくると思う。苦戦していること、努力していること、そういうのを私どもも、行政も、町民も理解してもらって、トムラウシ温泉を育てていかなければいけないんじゃないかなと、そう思っているけれども、これ、課長答弁よろしく頼みます。

◎菊地康雄議長 石塚産業課長。

◎石塚将照産業課長 お答えいたします。毎年度赤字分について精算するべきというお話したと思うんですが、現在、指定管理者制度ということでトムラウシ温泉行っております。

現在、全ての面について経営をお任せしているような状況なんですけど、来年度指定管理が変わります。その際に管理委託の内容等も検討するとともに、管理委託料についても検討していきたいなと考えているところです。今、お話しできるのは以上になります。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第56号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。11時5分までといたします。

(宣告 10時58分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時07分)

◎日程第13 議案第57号 平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第13、議案第57号、平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第57号、平成29年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ189万6,000円を追加し、予算の総額を9億2,277万4,000円とするものでございます。

7ページの歳出をお開きください。

1款、総務費では、診療報酬明細書点検業務として、レセプト点検の精度を上げるための委託料を新たに計上してございます。

6ページ、歳入を御覧ください。

5款、道支出金では、レセプト点検委託料の財源として、道財政調整交付金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第57号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎菊地康雄議長 挙手多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書

◎菊地康雄議長 日程第14、意見案第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第15 意見案第2号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

◎菊地康雄議長 日程第15、意見案第2号、平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、産業文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は産業文教常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第16 意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障改善に向けた意見書

◎菊地康雄議長 日程第16、意見案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障改善に向けた意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、産業文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は産業文教常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎休会の議決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、6月10日から6月21日までの12日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、6月10日から6月21日までの12日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時11分)

平成29年第2回新得町議会定例会（第2号）

平成29年6月22日（木曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第2号）
1	報告第7号	専決処分の報告について
2		一般質問

○会議に付した事件

諸般の報告（第2号）
 報告第7号 専決処分の報告について
 一般質問

○出席議員（12人）

1番 長野 章 議員	2番 村田 博 議員
3番 湯浅 佳春 議員	4番 佐藤 幹也 議員
5番 貴戸 愛三 議員	6番 若杉 政敏 議員
7番 湯浅 真希 議員	8番 廣山 輝男 議員
9番 柴田 信昭 議員	10番 吉川 幸一 議員
11番 高橋 浩一 議員	12番 菊地 康雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜	田	正	利
教	長	武	田	芳	秋
監	査	下	浦	光	雄
	委	員			

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	田	中	透	嗣				
総	務	課	長	渡	辺	裕	之			
地	域	戦	略	室	長	東	川	恭	一	
町	民	課	長	東	鈴	木	貞	行		
保	健	福	祉	課	長	坂	田	洋	一	
施	設	課	長	初	山	一	也			
産	業	課	長	石	塚	将	照			
税	務	出	納	課	長	若	原	俊	隆	
児	童	保	育	課	長	中	村	勝	志	
消	防	署	長	増	田	和	彦			
総	務	課	長	補	佐	広	田	正	司	
産	業	課	長	補	佐	福	原	浩	之	
産	業	課	長	補	佐	佐	々	木	隼	人
屈	足	支	所	長	中	村	吉	克		
庶	務	防	災	係	長	小	林	健	利	
財	政	係	長	桑	野	恒	雄			

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	佐	藤	博	行		
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦		
学	校	教	育	課	長	補	佐	安	達	貴	広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	岡	村	力	蔵
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	金	田	将	
書			記	菊	地	克	浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第2号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 報告第7号 専決処分の報告について

◎菊地康雄議長 日程第1、報告第7号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 専決処分の関係ですが、このバスの事故の関係ですが、町の所有のバスということでこういう形になっているのでしょうかけれども、いわゆる東大雪荘に無償で貸し付けということですが、この貸し付けにあたっての契約の条件というのか、そういうのがあると思うんですけれども、そういう中でも町が負担しなければならないようになっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 石塚産業課長。

◎石塚将照産業課長 お答えいたします。バスにつきましては、施設とともに指定管理ということで一体で委託している形になっています。そのため、町有車両ということで、町のほうで保険を払うというような形となっております。以上です。

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 そういう契約であれば、やむを得ないところもあるのかなと思いますけれども、一般的には無償貸付、貸し付けすることはいいとしても、後の運行管理ということでさまざまな経費が掛かると思うんですけれども、そういったものについては、保険料も含めて、やはり会社の負担でないかなというふうに思うんですけれども、その辺は改善する余地はないですか。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時02分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時03分)

◎菊地康雄議長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 車両の保険全般ということでお話しさせていただきたいと思いません。

現在、町が所有している車両につきましては、町が直接利用するもの、また、委託で貸し付けしているものも含めて町が所有しているものについては、町が保険に加入して

いることとなります。その上で、事故があった場合には、町の保険を使って対応しているという形でございます。

ただいまのご意見は、それぞれの運行管理をしている責任を持ったものが保険に入るべきではないかというお話しかと思えます。現在、保険に入っている経過というのは、かけ金とか事務の手続き等、過去からのいろんな経緯を含めて今の形を取られているのかなと思っております。

過去の経緯も含めて、今のご意見も参考にさせていただきながら、少し在り方について検討させていただきたいと思えます。以上です。

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 町の所有の車、町の職員が運転をして、そうしてこういう事故になった場合は当然町が持つ。

しかし、運行管理上でいけば、会社が運行管理を責任持っているわけですから、そこがやはり責任を取るものだと思いますし、保険等もそこでかけるべきでないかと、私はそういうふうに思えますから、ぜひとも検討させていただきたいと思えます。

◎菊地康雄議長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 繰り返しになりますが、過去の経緯も含めて今のお話しも参考にさせていただきながら、検討させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第7号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第2 一般質問

◎菊地康雄議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 それでは、一般質問のお許しをいただきましたので、私は今回の一般質問で1項目について、提案をもって町長と議論させていただきたいと思えます。項目はゴミゼロの取り組みについてでありますけれども、この間私も2回ほど、ゴミに関して町長とお話しをさせていただいておりますので、今回も、何年かたちましたので、また少し議論させていただきたいと思えます。

1. ゴミゼロの取り組みは

浜田町政3期目の公約の中に「生活環境の整備を進めます」、この中で「ゴミゼロ、資源化の推進」とありますが、取り組み状況についてお伺いをしたいと思います。

私はこの間、さきほどもお話ししましたがけれども、2008年6月には環境問題でゴミの広域連携についてお伺いをいたしました。また、2010年9月にはゴミゼロの対策について議論させていただいたところでもあります。

その際、町長はゴミの処理問題はいかに適正に処理するかを重点に置き、焼却時の二酸化炭素(CO₂)の地球温暖化に及ぼす影響から、ゴミの減量化を進めるとの答弁をいただいたところでもあります。

それにより、ゴミの徹底した分別が行われ、減量化が進んでいると思いますが、しかし、他町のようにというふう書いてありますけれども、新得が一番安いのかもしれませんが、ゴミ処理にかかる費用を軽減するまでにはなかなか至っていないというふうに思っていますけれども、これらについてどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

現状でのさらなるゴミの減量対策についてどう取り組んでおられるか、また今後の対策について、以下3点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目として、一般廃棄物中間処理施設の焼却施設の使用可能な期間はということでお伺いをしたいと思います。

それから2点目として、最終処分場において、この間の補正予算でかさ上げの計画が示されたわけですが、それによると4年ぐらひは延命するのではないかということですが、その後はどうするのかということもお伺いしておきたいと思ひます。

それから、この間新聞で報道されましたけれども、池北3町のゴミの処理問題で、広域で考えているということで、本別の高橋町長が答弁していますけれども、これらについてどういうふうか。かなり、今、広域でやっておられるところがあると思うんですが、本町はどうするのかということもお伺いをしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

ゴミゼロの取り組みについてであります。現在までの取り組みについて、まずご説明をさせていただきます。

平成7年度に一般廃棄物埋立処分場を建設しました。平成9年度には清掃センター、平成11年度にはリサイクルセンターの建設ということで、本町のゴミ全体のリサイクル、減量化の促進、向上を図ってきたところであります。

また平成15年度からは、ゴミの有料化によりましてゴミの減量化が進みました。1人あたりの年間の家庭用ゴミは、平成28年度で約185キログラムでゴミの有料化が始まった平成15年度と比較して、14パーセント減になっております。

同時に、電動生ゴミ処理機導入補助や町内会集団回収の推進のための奨励金の交付や、小型家電や繊維リサイクルの回収、新得モータースクールの協力による廃食用油の回収など、さらなるリサイクル、減量化に努めてきたところであります。

この処理のために新得町は平成27年度でありますけれども、ゴミ処理にかかる費用は総額で1億4,800万円であります。

そのうち皆さんに負担していただくということで、有料のゴミ袋、それから資源ゴミなどの売り払いなどを含めて、2,800万円お金が入ってきていることになりまして、差し引き約1億2,000万円を税金で負担しております。

単純計算ですが、町民1人あたりで年間1万9,231円を負担したことになりまして、平成15年度と比較しまして、当時は1万4,428円でありまして、33パーセント増えて、金額的には4,800円の増という、そういう状況にあり、町の大きな負担というふうになっております。

さて、ご質問の1点目であります。一般廃棄物中間処理施設であります清掃センターでありますけれども、これの使用可能な期間の問題ですが、建設後、現状で20年経過しております。施設の基幹的な設備が更新時期を迎えております。選択肢の1つ

として、大規模な改修、定期的な整備を実施することにより、延命化を図ることができ
ます。現状での考え方の中の1つであって、その上で、それにかかる費用というのは、
13億円を見込んでおりました、これを投資することによって、10年間、延命を図ること
が可能というふうに考えております。

なお、13億円の財源対策は、また別途出てくるというふうに思っております。

次に2点目の最終埋立処分場の延命ですが、今回の6月9日の補正予算でもお認めい
ただきました埋立変更計画業務委託によりまして、今後、利用期間を算出していきます
が、あくまでも予想の段階ですが、平成33年から34年までの利用延長が可能というふう
に見込んでおります。

その後でありますけれども、新設する場合があります。計画着手から完成まで5年を
必要としております。清掃センターを含めて、利用者の利便性、それから総体的な経費
など、比較、検討した上で、今後の対応についても早期に判断していかなければなら
ないと考えております。

3点目の広域でのゴミ処理の考えについてであります。現在の十勝環境複合事務組
合には、帯広市のほかに8つの町村が加入しております。今後のことではありますが、平
成31年度には、池北3町の行政組合、本別町と足寄町、陸別町、この3町が、清水町と
ともに新たに加入するというふうに決まっております。結果、13の市町村が組合を結成
するという状況になります。

その上で、本町の今後の広域についての対応ではありますが、さっき2点目のお答えで
も触れましたが、最終埋立処分場を新設する場合や清掃センターを改修した場合の総費
用と財源対策、ならびに利用をいただいている町民の皆さんの利便性などを比較、検討
を進めた上で、早い時期に判断してまいりたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 答弁をいただきました。ゴミ処理費用のことを考えますと、広域で処理
するほうが安くあがるのかなという思いもするわけですが、この辺、これからぜ
ひ検討していただければなというふうに思いますけれども、ただ、やはり広域で処理す
るとなると、去年の災害の発生時というか、そういうふうになると、なかなかゴミの処
理がスムーズにいかなくなるのではないかなというふうな懸念も1つ、時間が掛かるという
懸念もしています。

それから、町民がやはり直接今も持ち込んでいますけれども、そういった場合
には、持ち込みができなくなりますから、当然一時的に置く場所ですとか、ストックヤ
ードというのですか、そういったものがどうしても必要になってくるのかなというこ
とも考えられます。

そうすると、ゴミの受け入れですとか、施設の管理ですとか、一定程度の費用という
か、人員の配置も必要ですし、そうなったときの広域と、お金ばかりではありませんけ
れども、お金がどうなのかということをややはり考えていかないとならないというふう
に思いますし、特に不燃ゴミだと、私も勉強不足なんですけれども、各町村が破碎して持
ち込むというふうになるのかなと。その辺がどうなのか、分かりませんが、たぶ
んそうだろうというふうに思っているんですけれども。そうすると、やはりそこにかか
る機械ですとか、さっき言いました人も当然必要になってくるのかなというふうに思
うので、その辺分かれればお聞かせ願いたいなというふうに思っています。

いずれにしても、じかで処理するのか、それから広域で処理するかについては、さっき町長の答弁にもありましたけれども、早い時期に結論を出さないとならないのではないかなというふうに思います。

最低でも5年ぐらいはやはり計画から実施まで掛かるわけですから、そういった中では早い処理がいいかなというふうに思っています。

ゴミの処理については、住民にとってはやはり近いところで処理されるのが利便性がよいと、私は認識しているわけですがけれども、町長の公約はゴミゼロと言ってはいるんですけれども、本当にゼロになるのかというのは、これはなかなか難しい限りなのかなと思いますけれども。将来的にもう少し減量できるのかどうなのかというふうに考えていただきたいと思いますけれども、ぜひ減量することによって環境にも優しい町というか、まちづくり、ゴミ処理にかかる住民負担の軽減に、これはつながると思うんですけれども。こういったことを考えていただいて、減量に取り組む現在の、処理場であることを考えて、私はやはり今ので考えたらどうかなというふうに思うんですけれども、これはさきほども言いましたとおり、いろいろ議論があると思うんです、広域のほうが安いと。自分のところでやると、機械を直してまた10年。それでは10年後にどうすると。それだったら広域にお願いして、お金だけを負担していくというのも1つの手かなというふうに思いますので、こういったことをぜひ。

ただ、私これからやはり、どこもそうですけれども、高齢化になってくるというふうになると、ゴミの処理問題、ゴミが減ってもなかなかゼロにはならないと思うんですけれども、住民の利便性とかそういうことを考えると、やはりじか処理がいいのかなというふうに考えますので、その辺、町長の考えをお聞きしておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 まずゴミゼロの考え方、あらためてお話し申し上げます。

この間も、長野議員の質問に答えております。これはこれでもちろんなんですけれども、その上で、一番大きいのは、ゴミを処理するのに多額の費用が現実掛かっています。皆さんの負担もあるんです。それをお金を掛けないでなんとか処理できないのかというのが、ゴミゼロの切り口の1つでありまして、全てが資源になる、資源にするにもまたお金掛かるような今、そういうシステムになっているんですけれども、いずれにしても、今よりも少しでも負担が減ればいいというのが、ゴミゼロの1つの根本の考え方であります。

その上で、いろんな課題、今回、抱えています。1つは限られた時間の中で、やはり判断をしなくてはならないというのが一番大きいところなんですけれども、事務担当のほうでも昨年から論点整理ということで作業進めています。

その作業を進めた結果、さきほど言ったように早い時期というのは、今、何月というのを明言できないのがたいへん申し訳ないんですけれども、今までの方針、在り方をやはり根本的に変えざるを得ない、そういう選択肢も現実出てくるかもしれないなというふうに思っておりますので、そういったことを念頭に置きながら、長野議員から言われたように利便性も含めて、考えられること全てきちんと整理して、同じことの答弁になってしまうんですけれども、なるべく早い時期に皆さんのほうとまた議論をさせていただきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ぜひ早い時期に考えていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、ゴミの処理はなかなかなくなるというか、あとはどういふふう
に経費を掛けないでやっていくか。それにはどう減量していくかというのが必要なと
いふふうには思っています。

今、普通というか、一般家庭のゴミもそうですけれども、なかなかまだきちっと分別
が行き届いていないところもありますので、ぜひ町としても、もう少しピーアールもや
はり必要なといふふうには。個人攻撃ではありませんけれども、どうしてもアパートで
すとかそういったところの、私の町内会にもあるんですけれども、そこばかりとは言い
ませんけれども、なかなかきちっと分別をしてくれないとかといふのもあって、それら
がやはり最終的にはいろんなゴミの処理の費用につながっていくのでないかなといふ
ふうに思いますので、公営住宅に入るときには町内会に加入をしていただいて、ゴミもき
ちっとといふお話もしていただいているみたいですが、なかなかやはりいざ現場に入
ると捨てられるといふか、そういう状況もありますので、そういった減量化に向
けた積み重ねも当然必要なといふふうに思っています。

さきほどもご答弁いただきましたけれども、町民1人あたり年間1万9,231円、これ
は総体の金額からいったらわずかなのかもしれないけれども、しかし、利用する町民
にとっては決して安い金額では私はないといふふうに思うんですね。

ですから、減量していきながら、負担も少し軽くなるような、2回目でもお話しをさ
せていただきましたけれども、高齢化がどんどん進んでいく中で、やはりゴミ処理1つ
取っても年金だけで生活していく人とかそういったことを考えると、きついものがある
のではないかなといふふうに思いますので、町としてもぜひこういった減量と、少しで
もコストが下がるようなことを考えていただいて、ゴミをきちんと処理していくとい
うようなことで対応していただければなといふことで、質問を終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 まず、きちんとルールを守ったゴミの出し方、これについては担当の
ほうもいろいろ悩みながらどうしていくのかと。結論からいうと、地道な啓もうしか今
は思い付かないといふ、そういう状況にあります。

どこかでもしかしたら何か違う考え方が出ることによって、そういった懸念がなくな
る場合もあるかもしれませんけれども、それはそれでこれからまた考えていきたいな
と思っております。

それからもう1点、今、お金の話されましたけれども、私、答弁した1万9,231円と
いうのは、皆さんから負担をいただいた、残った町の税金の総額を人口で割ったとい
うことでありまして、間接的にはやはり皆さんの負担であるのはこれは間違いないわけ
で、いかにこれを少なくしていくかといふのは、私もそう思っておりますので、それはそれ
でまた努力をしていきたいなと思っております。

その上で、生活に直接関係のあるゴミ処理でありますので、いろんな考え方を含めて
整理をさせていただいて、長野議員から言われたことも十分頭に入れた上で、早めに皆
さんのほうに議論できるようにお返しをしたいなと思っております。以上であります。

[長野章議員 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

[廣山輝男議員 登壇]

◎廣山輝男議員 それでは、私から2項目にわたって質問させていただきます。1項目

目については、木質バイオマスエネルギーの推進に向けた事業化についてということで。

1. 木質バイオマスエネルギーの推進に向けた事業化について

国は再生可能エネルギーの推進に向け、法整備も含めさまざまな取り組みを行っています。

新得町は総面積の88パーセントを占める9万3,700ヘクタール余りを有する豊富な森林流域を有し、その森林を最大限利用した「再生可能エネルギー」の構築が可能と考えられます。

今日、森林・木材を活用した木質バイオマス等の有効利用が進んでいます。町の第8期総合計画でも、資源有効活用の推進施策として、「再生可能エネルギーの調査研究・導入開発を検討します」と方針化しています。

森林育成・間伐材等の積極的な利用で、「木質バイオマスエネルギー推進」の事業化に向けた取り組み状況を伺います。

1つとして、チップ、ペレットを利用する事業化の検討は。

2つ目に木質バイオマスエネルギーに向けた具体的な取り組みはどうか。以上。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

木質バイオマスエネルギーの推進に向けた事業化についてであります。平成18年にも、間伐材などを活用したバイオマスボイラーについてのご質問があり、町としても検討を進めてきました。

その当時も間伐材についてはチップ化されまして、町内の畜産農家の皆さんがたに敷料ということで活用されていましてことから、ダムの流木や林地残材、未利用間伐材の利活用を念頭に置いて検討してきました。

その結果であります。流木は自然的要素により発生することから供給が不安定であるとともに、含水率、水分が多く、また砂なども含まれ、エネルギーとしての利活用は難しいと。また、林地残材につきましては、平成21年より林地残材の集積、林外搬出の低コスト化について検討、そして実証してきたところではありますが、集材からチップ加工までのコストが高く、実用化は困難と判断したところがあります。

現状であります。当時と同様、畜産業が盛んな本町においては、町内の間伐などで出る材につきましては、町内林産事業者によりチップ化され、敷料として活用されるなど地域内循環が図られております。また、今後であります。戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えますが、林業の成長産業化を目指すということで、やはり第1には公共建築物などの木材利用を促進し、豊富な森林資源を循環させていくことが重要というふうに考えております。

これらを考えたときに、総合的にはやはり本町の現状では、木質バイオマスのために利用可能な木材を燃料にして利用するのではなく、まずはやはり建築物等の利用、そのほかは敷料としての畜産振興に利用することが地域材料として効果的であるというふうに現状では考えているところがあります。

なお、北海道内では、現在4カ所の大型木質バイオマス発電所が本格稼働しております。結果、間伐材等の価格が上昇して、畜産関係者の敷料という意味でもなかなか入りづらい、そういう状況になっているようでもあります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 ご答弁いただきまして、新得の特質を最大限生かす、そういう意味ではこの木材の利用の仕方もいわゆる畜産関係の敷料、そういったものを中心にやっているということが大きくお答えいただいたのかなということです。

私自身も今、全国的というか、日本国内的にはもう既にバイオマス発電所とかそういうのは結構やって、今答弁ありましたように、北海道でも大きなものが既にスタートしたり、あるいは建設中のものもあります。

若干将来的なことを考えると、こういう発電所の将来性はどうかというのは、率直に疑問を持っております。木材の高騰のみならず、世界的にも今、材が不足気味の状態にあります。不足というよりも、再生産のやり方も含めてなかなか大変な時期に来ているというのも1つあります。一方では、ペレット化というのも進んでいるところであります。

新得の1つの姿として、畜産がたいへん進んでおりますから、そういう意味では今、敷料で有効利用をしていくと。循環的な再生産活用ですね。このことは最終的には敷料が使い終わった後は畑に還元されてくるということですから、永久に再生産がされるということで、たいへん望ましい姿かなということは言うまでもありません。

そういった意味では、この新得町は、私の質問は事業化ということですから、もう既にスタートしていると言っても過言でないということは受け止めていきたいと思えますし、むしろ私は積極的にこのことは進めていただきたいなということを1つ結論として申し上げておきたいと思えます。

たまたまバイオマスエネルギーということでは、ここで事業化はどうかというようなことも申し上げているんですけども、さきほど申し上げましたたいへん心配される国内の情勢があるということでは、できればこういう利用は、具体的に避けたほうがいいかなと。こういう言い方もあまりよくないのかもしれないけれども。この新得町では、そういうふうには事業化まではやらないほうがいいのかということも、私自身も受け止めていきたいなと思えます。

むしろ今、敷料等が将来的に不足するだろうと、こっちは見ております。酪農業はますます進化するのであろうと。近辺の町村でも、そういう動きもないわけではありません。

そういった意味では、この新得は、今言ったように間伐材の残材とかそういうものを利用していく、一般的にいろんな木材の使い方はあるのでありますけれども、この周りに国有林というたいへん大きな財産があるんですね。これをまた国の1つの施策の中では、全国的なエリアの中で経済活動というか、入札とか行われて事業も進んでいる。あるいは事業体もそういう全国的な人たちが取り合うといいますか、事業を展開するわけで、この材は、ほとんどが新得町に下りて来ないのではないかなということが心配されます。

私自身としては、国有林野事業のいわゆる使命としては、地域振興というのが1つあるんですね、大きく。もちろん生産活動もありますし、環境活動もあるんですけども、地域振興という使命があるわけですね。それであるならば、この新得の山で採れる間伐材の一部でも残材でも、敷料に新得町は使わせてもらいたいというのですか、今の時点でいえば。そういう取り組みを一段とやる必要があるのではないかなという感じが率直にします。

そういう意味では、国有林に対するそういう、このすぐ近くであります。ただ、さきほど町長からもご答弁ありましたように、この残材を集めてくるというのは相当コスト高になるのは事実であります。それらを相当工夫しなければなりません。極端に言えば、新得町のどこかに一括して全部集積していただけるような取り組みが一番望ましいんですけれども。あるいはそういう生産地の事業所ですか、そういうところに運んでもらうのが一番理想なんですけれども、なかなかそうはいかないんですけれども。

しかし、木材としてそういう国有林の中にたくさんあるというふうに受け止めております。私の理解では1,000ヘクタールぐらい人工林がありますから、当然今、盛んに間伐が進んでいくわけであります。

そういった意味の残材については、なんとか新得でも利用できるような道を、町としても積極的に取り組んでいくということぐらいは必要かなと思います。

今の国有林の中でもほとんどが天然林であります、1,000ヘクタール以外は。そこで生産林的な扱いをしているところが3分の1ぐらいあるんです、国有林の中でも。そういうところのいわゆる天然林の間伐をやったらどうだという提起も在職中はやったことがあるわけであります。つまり、そういった残材等は、利用できないわけではないわけですね。

そういった意味では、そういうことまで含めてこういった今後の敷料は不足するだろうと、こういうふう認識しております。そんなことありませんというのならまた別ですけれども。私は将来的にはこれはかなり不足するのではないだろうか。近くの町村からもらってくるという手も1つあるかもしれませんが。幸い国有林が大きな領域を持っておりますから、そこから出る木材の再利用というのを積極的にこの場合は国有林に対して働き掛ける、そういった考えはどうなのかなということについて、再度質問させていただきたいと思っております。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 やはり新得は、私も山の町だというふうな認識を持っておりまして、そこに携わるかたも多くのかたいらっしゃると思っております。その結果、さきほども地域振興という話ありましたので、本町の持つ資源として有効利用ができるというのは望むところでもあります。

最後、コストの問題とか、いろいろ出てくるかもしれませんが、ただ、いずれにしても、資源の1つである国有林、現状の把握はたいへん申し訳ないですけれども、私、勉強不足でよく把握しておりませんでしたので、あらためて現状と今後の推移というものをきちんと把握した上で、今、議員からお話しありました地域振興含めて、有効利用というものを官と民と一緒にやってこれからも考えていきたいなと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 よろしくお願ひします。最後にこの中で、ちょっと的外れるかもしれませんが、当然、国有林野に対する要請と申しますか、そういう活動もしていただければありがたいかなというふうな今、第2質問させていただいたのだけれども。

それと関連して、あえて申し上げますが、極めて単純なことですが、今回の災害でたいへん国有林野事業、民有地もそうなんですけれども、林道が不通になりました。これは林業生産活動においての影響だけがどうのこうのと言われるのなら、それはそれでいいのでありましようが、観光だとか、あるいは特にうちの場合は、トムラウシ温泉があ

るとすれば、例えば登山客はトムラウシ以外はほとんど入山する状況は今のところありません。

となると、観光問題、直接東大雪荘への宿泊なども含めると、たいへん大きな影響が出てくるのではないかとというようなことで、私、林野庁とも対応したんですけども、「3年ぐらいは掛かります」なんて言い方しているんです。全線全部オープンするということは、それでも言っていないんです。一応幹線という道路がありますから、そういうものも修復までには3年は掛かるという言い方しています。

私は、そういうことは言ってもらえないと、もう今年中に全部直して、来年から100パーセント使えるようにしてもらいたいというような言い方、一般的にはできるんですけども、そういった意味で、林道の不通箇所が民有地も多いんですけども、町有地もあるんですけども、国有林の中にもたいへん多くあります。

そういった意味では、観光振興とか木材の利活用等々も含めまして、再度、国有林に積極的にこの辺については強い要請をやはりすべきでないかなという感じがしておりますので、ぜひさきほどの問題も含めて、町長のご見解をいただいております。お願いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。台風の被害状況、先般、新聞にも載っております、新得の細かな状況、たいへん申し訳ないんですけども、私、把握しておりませんので、これ以上答弁できないんですけども。いずれにしても、早期復旧というのは当然のことだというふうに思っておりますので、その上で地域資源としての有効利用と、これらについて、あらためて国有林の、東大雪支署になるか、札幌になるか、東京になるか、分かりませんが、議員からお話があったことを含めて、意見交換というのはなるべく早い段階で持っていきたいなと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 よろしく願いいたします。念のために申し上げておきますけれども、トムラウシ山への林道の通過は可能です。それ以外はダメということで、実態はそうなっています。

2項目目について伺っていきたくと思います。子どもの貧困対策に向けた実態調査についてということです。

2. 子どもの貧困対策に向けた実態調査について

「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会実現を目指して」とする子どもの貧困対策に関する大綱を国は平成26年に策定しています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要とされています。

この間、新得町は少子化対策施策の推進として、子どもが健やかに生まれ育つ環境整備をはじめ、仕事と子育ての両立ができるよう子育て支援、経済的な不安解消等の取り組みを推進してきました。

町としての実情について具体的に伺っておきたいと思っております。

また当面、国は施行後5年間の取り組みとして、子どもの貧困に関する調査研究等の中で、地方公共団体は子どもの貧困の実態や、特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努めることになっていきます。

新得町の子どもの貧困の実態について調査すべきと考えますが、町長のご見解を伺います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

廣山議員のご質問にありますとおり、国は子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行し、同年8月に子どもの貧困対策に関する基本方針など、当面の重点施策等を取りまとめた子どもの貧困対策に関する大綱を策定しました。

北海道におきましても、平成27年12月に、子どもの貧困対策の推進を図るため、北海道子どもの貧困対策推進計画が策定されております。

この推進計画事業の1つとして、北海道は北海道大学と共同で、子どもがいる世帯の経済状況と子どもの生活環境や学校・家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握することを目的に、北海道子どもの生活実態調査を昨年10月から11月にかけて行い、このほど結果の概要が公表されました。

実施地域は全道の13の市と町の小学生、中学生、高校生の保護者1万1,000人と、子ども約8,200名を対象に、学校の協力を得て無記名のアンケート方式で実施しております。

十勝管内では、幕別町と清水町が調査対象地域になっております。この結果の一例によりますと、子育て世帯の全体の24.1パーセントの家計において「赤字」、母子世帯の71.8パーセントが「年収300万円未満」と回答しております。

新得町もおおむねこの傾向は変わらないものと推察しており、北海道としても今後、この調査結果を踏まえ、新たな経済支援策などの必要な施策を展開してくるものと思われまますので、新得町としても、情報収集と提供に努めていきたいと考えております。

貧困の定義というのは難しさがあるという前提でお答えさせていただきますが、新得町の現在の経済的困窮者のかたへの支援策には、小中学校の児童生徒に学用品費や給食費などを援助する就学援助費の支給対象、これについては41世帯59名おります。所得制限はありますが、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当の受給者は45世帯74名。高校生までの子どもがいる生活保護世帯は3世帯8名というふうになっております。

また現在、町としては、負担軽減のための経済的支援ということで、所得制限を設定させていただいておりますけれども、多子世帯における保育料の軽減策の拡大を行っております。

また、中学卒業までの医療費の無料化などのほか、大学や専門学校に進学する際の入学資金の貸し付け制度や中体連の全道、全国大会への出場時の助成などを実施しているところであります。

このほかに各学校、保健福祉課、児童保育課などで行っているケース会議や地域ネットワーク連携会議の中でも、家庭の生活環境や経済状態を把握するなど、各課とより連携を図り、情報の共有に努め、必要に応じ各種支援を行っていききたいと考えております。

なお、子どもの貧困対策に向けた、新得町の実態調査につきましては、他の市町村の動向を勘案した上で、今後研究していききたいというふうと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 ありがとうございます。国の26年度以降の取り組み、率直に言いまして、それぞれの県レベル、あるいは市町村段階でもまだ具体化していないのは、当然時期的にはまだ2年もたっているかいないかの状態ですから。ただ、機械的に私は率直に今回の質問では実態調査をせよということをもまず申し上げているのは、結構、表に現れていない現象というのは必ずあると、こういう認識であります。国もそういう受け止めをしています。

したがって、単にストレートにいきなり町に「調査しなさい」と言うよりも、さまざまな研究機関をつくって、調査機関みたいなものですが、そういうところとまずは調査してみて、そしてその中からその具体的な対策、今日までさまざまな、さきほど町長が答弁した、うちの町でもやっているものもありますけれども。そういうことであまり積極的に進んでいる状況ではないことは1つ受け止めつつ、今回の質問にさせていただいたんです。

まず、理念的なことを先に申し上げます。子どもの貧困というのは、昔みたいにもう食べるものもない、もう遊ぶこともできない、家からも出られない、もう学校はもちろん行かないなんていう、そういう貧困ではないということで、まず受け止めていただきたいのは、子どもの貧困なのではなく、子どもを取り巻く環境や支える人が貧困状態にある、問題だという構え方。ここなんです、今回の国の1つの姿は。子どもが学校に行けないからあの子は貧困なんだと、そういうことではないですね。もちろんそういうことも具体的には入ってくるだろうと思うんですけれども。

つまり、子どもの貧困ということは、今の家庭イコールその周りの社会的な状況もこれあるということも含めて、具体的に子どもの貧困について考えてみよう、そして、調査してみよう。

したがって、子どもは未来ある豊かな存在なので、子どもに必要なのは諦めずにする環境、つまり「もう私、お金がないから学校行けない」とか、そういうことではないんですね。やはり諦めずにする環境、私たちの社会の問題として受け止める。そういう意味で問題解決を図るということを中心にしながら、そういう構えを持ってさまざまな調査をしようということが、今回の国の1つの姿だと思うんです。

そういう意味からいうと、今まで私たちのところでやっているのは、表向きやはり給食がこうだ、あるいは医療費がこうだということでは、全てその範ちゅうの中の1つだから、それはそれで否定するつもりは全くないのですが。

やはり私は調査することによって、その子どもが抱えている、その親が抱えてる、そういった問題も、やはりちゃんと行政としては受け止めて、生活、教育、大綱の中にあるのは保護者の就労支援という言葉も出てまいります。そういった等々を具体的な形としてつくっていかざるを得ないのかなというようなことなんです。

そういったことで、今回私も、新得町ではそういう実態調査、今、国の方針では具体的にこういう調査をしなさいというものはありません。今の段階では、道レベルのところでやっているというのが関の山。

ただ、全国的には既に市町村で取り組んでいるのがあります。これは国がよく言うのは、「この問題は町村の問題だ」みたいなことを言うんですね。もちろん私たちの住んでいる町のすぐ隣に住民がいるわけです。国から言っても、県から言っても、それはちょっと一段階下のほうに住民が住んでいるわけですから、ちょっと違うわけですね。

そういう受け止め方をすると、市町村のやはりそういう認識をしっかりとって、調査、研究しながら、さまざまな対策をしてもらいたいということだと思っわけです。

当然今、実態調査の関係については、今後研究させていただきたいということなんですけれども、私は新得町独自でなんとかそういう1つの手法を持って調査できないのかなということを申し上げているんです。なかなか難しいんです。率直に言って、この間北大さんの1つの研究科がやっているのは、「子どもに寄り添って、子どもの気持ちをまず聞いていきなさい」と、こういうことを言っているんです。

だから、例えばいじめ問題なんかまさにそうです。学校の先生が聞いても、「いじめ、私受けていません」と言うのですけれども、実際はいじめを受けているのかもしれない。いじめ問題と違うのかもしれないけれども。

そういう子どもの本音というものをいかに出すかと。「いやあ、あの子が行っているから、私も本当は学校に行きたい」。ところがうちの家庭を見ると、学校なんか行けるような状態でないとしたら、私は言わない。機械的に把握した場合は、「あの子は学校行くような希望は持っていません」というアンケートで集約してしまうと問題です。

そういう意味では、さきほど冒頭で言ったように、社会の宝だという子どもさんの1つの姿を伸ばしてやるということはなかなかできなくなるわけですから、そういった意味で子どもの立場に立って子どもに寄り添い、その人の生きることが大切にされる、そういう社会を目指す、そういう意味で具体的に調査をしてはどうなのかというようなことを私は求めているわけです。

そういった意味でたいへん難しい案件だろうと、私自身も思っております。どうしてやるのかということになると、こういうマニュアルありますなんていうことは全く私も考えておりません。

今言ったように、子どもに寄り添って聞くとしたら、一人ひとりに聞くか、研究調査機関みたいなものをつくるというように、1つ国の方針ではマニュアル化してはおりますけれども。したがって、そういう中で、個人に聞く場合もあるし、あるいは子どもの関係する団体の皆さんにも集まって相談する場合もあるでしょう。そういったことで聞いて、そこからこの新得町におけるさまざまな具体的な対策が出てくるだろうと、このように思っております。

もちろん調査に対する、国もひとつ資金的には援助しますという書き方してありますけれども、そういうお金の問題よりも、ここでいかに取り組むかということをつたいへん私自身としては注目しているところで、ぜひこれは独自に道からとやかく言われる前にやっはどうなのかなということで、再度質問させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 まず基本的な考え方なんですけれども、議員のほうも質問の中に触れているんですけれども、私もやはり貧困が子どもの成長に影響はあつてはならないというふうに思っています。特に教育、それから体と心の健康、子どもたちが大人になったときに新たな格差なり貧困に、やはりつながらないようにするのがわれわれ行政の役割の1つかなというふうに思っております。

どなたが発言されたか、記憶ないんですけれども、ちょっと誤解があつても困るんですけれども、無学と貧しさというのは悲しいくらいつながつているという、そういう言葉を今、思い出したんですけれども、そういうことを念頭に置いて、これからも行政運

営を担うわけですけれども。

その上で、さきほど保健福祉課なり、児童保育課、子どもの生活を通して、これは学校教育もそうなんですけれども、家庭の状況を含めて、いろんな情報交換を今、しています。これはこれでこれからも当然やっていくわけでありまして、それを基にして新たな施策というものが出てくる可能性もあるかなと思っております。

その上で、議員からは、町独自の研究ということであえて再度、お話しがありまして、さきほど答弁したとおり、無視はできないと私自身も思っておりますので、どうということが実態調査になるのか、やはり研究させていただきたいなと思っておりまして、いずれにしても、たいへん大きな問題だという認識をしておりますので、少しでもそういうことがないような取り組みというものを進めていきたいなと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 調査そのものはたいへん難しいという受け止めに率直にしております。

したがって、これは具体的にはもう新得町自身がこれから、今後生まれてくる子どもたちも含めて出てくる問題ですから、ぜひ研究を重ねて、早く実態調査ができるようにひとつ再度要請して、質問を終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

[廣山輝男議員 降壇]

◎菊地康雄議長 これにて一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時04分)

平成29年第2回新得町議会定例会（第3号）

平成29年6月23日（金曜日）午後1時30分開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第58号	工事請負契約の締結について
2	議案第59号	平成29年度新得町一般会計補正予算
3	議案第60号	議員派遣の件
4	意見案第1号	審査結果について
5	意見案第2号	審査結果について
6	意見案第3号	審査結果について
7		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

諸般の報告（第3号）
 議案第58号 工事請負契約の締結について
 議案第59号 平成29年度新得町一般会計補正予算
 議案第60号 議員派遣の件
 意見案第1号 審査結果について
 意見案第2号 審査結果について
 意見案第3号 審査結果について
 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（11人）

1番 長野 章 議員 2番 村田 博 議員
 3番 湯浅 佳春 議員 4番 佐藤 幹也 議員
 5番 貴戸 愛三 議員 6番 若杉 政敏 議員

7 番 湯 浅 真 希 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員
12 番 菊 地 康 雄 議員

8 番 廣 山 輝 男 議員
10 番 吉 川 幸 一 議員

○欠席議員（1人）

11 番 高 橋 浩 一 議員

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	浜	田	正	利
教	育	長	武	田	芳	秋
監	査 委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	田	中	透	嗣
総	務 課	長	渡	辺	裕	之
地	域 戦 略 室	長	東	川	恭	一
町	民 課	長	鈴	木	貞	行
保	健 福 祉 課	長	坂	田	洋	一
施	設 課	長	初	山	一	也
産	業 課	長	石	塚	将	照
税	務 出 納 課	長	若	原	俊	隆
児	童 保 育 課	長	中	村	勝	志
消	防 署	長	増	田	和	彦
総	務 課 長 補	佐	広	田	正	司
産	業 課 長 補	佐	福	原	浩	之
産	業 課 長 補	佐	佐	々 木	隼	人
屈	足 支 所	長	中	村	吉	克
庶	務 防 災 係	長	小	林	健	利
財	政 係	長	桑	野	恒	雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学 校 教 育 課 長	佐 藤 博 行
社 会 教 育 課 長	岡 田 徳 彦
学 校 教 育 課 長 補 佐	安 達 貴 広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 岡 村 力 蔵

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 金 田 将
書 記 菊 地 克 浩

◎開議の宣告

◎菊地康雄議長 本日の欠席届け出議員は、11番、高橋浩一副議長の1人です。
ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 13時30分)

◎諸般の報告(第3号)

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 議案第58号 工事請負契約の締結について

◎菊地康雄議長 日程第1、議案第58号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第58号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1. 契約の目的。取水施設災害復旧工事でございます。
2. 契約の方法。3社による指名競争入札でございます。
3. 契約の金額。6,663万6,000円でございます。
4. 契約の相手方といたしまして、新得町3条南1丁目5番地、株式会社岩野建設、

代表取締役社長 岩野光一。

なお、工期は、平成30年3月20日としてございます。

次のページに資料といたしまして、平面図と一般図を添付いたしております。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。1番、長野議員。

◎長野章議員 工事そのもののお話しではないんですけども、今、新しくやるわけですけども、前回古いのが使えたからなんとかいけたのかなというふうに思うんですけども、今後の考え方として、今新しくするものと今使っている古いものと両方使えるような状態で今後管理していくのかどうなのか。それとも、また違うことを考えているのか、その辺、計画で考えていけば、お聞かせ願いたいと思います。

◎菊地康雄議長 初山施設課長。

◎初山一也施設課長 長野議員にお答えいたします。

今回新しくする取水口につきましては、旧取水口より約50メートル下流で、河川の幅とか地盤的にも十分丈夫なところだという選定でやっております。

それと今、旧取水口というお話もありましたけれども、現在のところまだそこまでちょっとあれなんですけど、今、地下水のボーリングのほうの調査も実施しておりますので、総合的に判断して、その辺をまた検討していかなくてはならないかなというふうに考えております。以上です。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第58号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第59号 平成29年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第2、議案第59号、平成29年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第59号、平成29年度新得町一般会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,154万9,000円を追加し、予算の総額を71億8,774万円とするものでございます。

9ページ、歳出をお開きください。

2款、総務費の企画費、8節、報償費では、根室本線利用促進のためのモニター調査の実施に際し、協力していただけるモニターの新得富良野間の乗車運賃の全額相当額を根室本線アンケートモニター謝礼として、新たに計上してございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。

14款、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、14節、使用料及び賃借料では、護岸復旧、道路洗掘箇所等の埋戻しなどのための建設機械借上料を増額してございます。

15節、工事請負費では、新屈足幹線道路復旧の当初の2カ年施工から単年施工への変更に伴う工事費の増加、および新得7号線復旧工事に係る負担額の決定に伴い、町道災害復旧工事費を増額してございます。

災害対応費、19節、負担金、補助及び交付金では、被災者のさらなる負担軽減のため補助要項を改正し、自己負担なく解体できるようにしたことにより、被災家屋等解体撤去事業補助金を増額してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

14款、国庫支出金の公共土木施設災害復旧費補助金では、災害復旧事業に係る財源として、河川等災害復旧事業補助金を新たに計上してございます。

7ページに移りまして、18款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。

20款、諸収入の還付金及び返還金では、災害復旧費の補正に伴う財源調整のため、備荒資金還付金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第59号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第60号 議員派遣の件

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第60号、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

本件は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱い、あらかじめ議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱いは、あらかじめ議長に一任することに決しました。

◎日程第4 意見案第1号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第4、意見案第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第1号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、意見案第1号は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第5 意見案第2号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第5、意見案第2号、平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第2号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、意見案第2号は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第6 意見案第3号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第6、意見案第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障改善に向けた意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第3号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、意見案第3号は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎菊地康雄議長 日程第7、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

◎菊地康雄議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成29年定例第2回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 13時42分)
